地方法人課税の現状と課題

地方法人課税をめぐる動き

地方法人課税に関する主な動き

平成16年度

| **法人事業税に外形標準課税を導入 ※**平成15年度税制改正において措置

(資本金1億円超の法人の事業税の一部に付加価値割、資本割を導入)

平成20年度

地方法人特別税・譲与税制度の導入

(法人事業税所得割、収入割の一部を分離し、地方法人特別税(国税)とし、税収全額を地方法 人特別譲与税として譲与)

平成21年度

所得税法等一部改正法に、「税制の抜本的な改革に係る措置(法人実効税率の引下げの検 討、地方法人課税の在り方の見直し) |を規定(附則第104条)

平成24年度

法人税率の引下げ ※平成23年11月成立

(法人税率4.5%引下げ(実効税率5.05%引下げ) ※東京都ベース)

復興特別法人税の創設(平成26年度までの3年間)

※ 平成26年度税制改正において、25年度までとされた

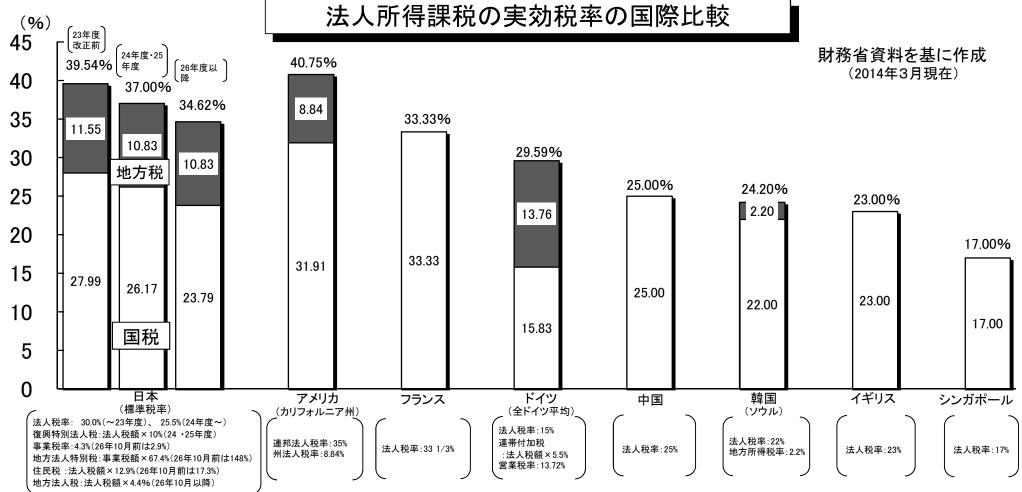
税制抜本改革法に、「税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置(法人課税のあり方の検討、地方法人課税のあり方の見直し)」を規定(第7条)

平成26年度

復興特別法人税の廃止

法人住民税の一部交付税原資化による法人住民税法人税割の税率引下げ及び地 方法人税(国税)の創設

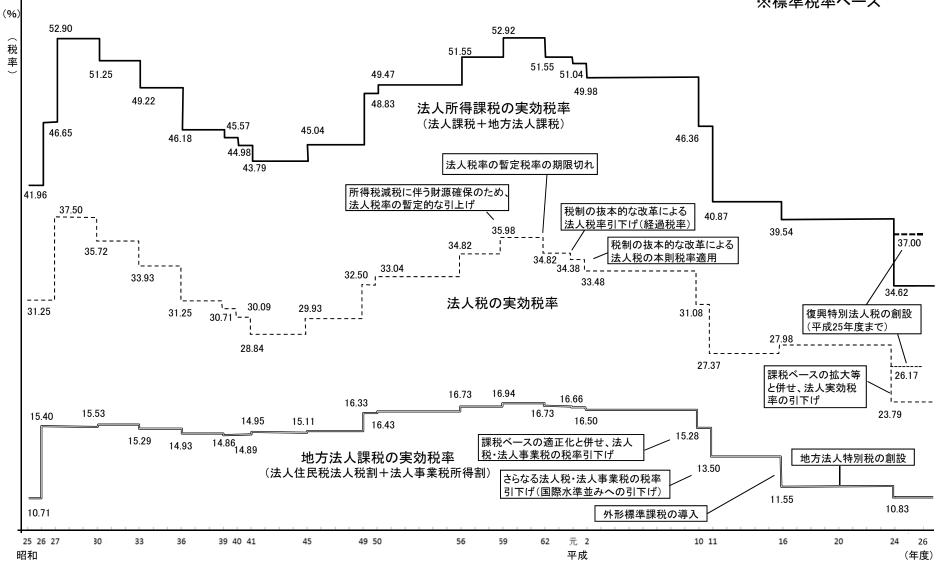
地方法人特別税・譲与税の規模を1/3縮小(法人事業税への復元)



- (注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 - 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)及び地方法人税を含む。また、法人事業税及び地方法人 特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値割及び資本割が課される。なお、法人住民税及び事業税の税率については、各地方公共団 体が条例によって一定の制約のもと、独自の税率を定めることが可能。東京都の場合、26年度以降は35.64%。
 - 3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、 法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
 - 4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 - 5. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3 万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
 - 6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の 発表内容に従い、賦課率393%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
 - 7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

法人所得課税の実効税率の推移

※標準税率ベース



- (注)1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。 なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
 - 2 平成元年までの実効税率は、配当軽課制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
 - 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するもの である。
 - 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
 - 5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したもの。

法人税改革にあたっての基本認識と論点(抄) (平成26年6月5日自民党税制調査会、公明党税制調査会)

【法人税改革の基本的認識 成長につながる法人税の構造改革】

- より広く課税を行いつつ、稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた取組み、新たな技術の開発や新産業などへの挑戦がより積極的になり、それが成長につながるような法人税改革を行う必要がある。
- このためには、欧米各国が行ってきた「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行うことが求められる。

【応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革】

- 国・地方の法人税率の3分の1が地方法人課税のものである。このため、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な要素を占める。
- インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることに鑑みれば、地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。
- また、平成26年度与党税制改正大綱においては、地方法人課税について、税源偏在の是正や、財政力格差の縮小を図るための措置を講じることとしており、今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めていく必要がある。

【財政健全化との関係】

- 2020年度の国・地方を通じたプライマリーバランス黒字化目標は必ず達成しなければならない。これは国際会議の場で発信されてきた公約であり、その実現に向けた取組みに懸念が持たれれば、国内外の市場からの信認を失い、国債金利の急激な上昇を招きかねない。
- 交付税原資を含めれば、国・地方を通じた法人課税による税収の6割強が地方財源であり、この財源を使い地方団体によって国民に対する多くの行政サービスが行われていることも踏まえる必要がある。このため、法人課税の改革に当たっては、国・地方を通じ、恒久的な財源、制度的に担保された安定財源を確保する必要がある。

経済財政運営と改革の基本方針2014(抄)

平成26年6月24日 閣 議 決 定

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

(法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020 年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(概要)

1 法人税改革の趣旨

- 〇 今回の改革の主な目的は次の2つ。
 - ・ 第1は、立地競争力を高めるとともに、我が国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること。
 - ・ 第2は、法人税の負担構造を改革すること。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を"広く薄く"負担を求める構造にし、利益を上げている企業の再投資余力を増大させ、また収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくこと。
- 地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱。応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要。 外形標準課税について、一段の見直しが必要。
- 法人税改革に当たっての重要な課題は、財政再建との両立。 法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。法人税の枠内で税収中立を図るのではなく、法人税改革に関連し、他の税目の見直しも必要。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則。

2 具体的改革事項

- (1) 租税特別措置の見直し
- (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
- (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- (4) 減価償却制度の見直し
- (5) 地方税の損金算入の見直し
 - 事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方 の超過課税や免税措置が国税及び国税と連動する住民 税や事業税の課税ベースを変動させる。
- 地方独自の措置が国や他の地域に影響することを考慮

すれば、地方税の損金不算入化が考えられる。

- (6) 中小法人課税の見直し
- (7) 公益法人課税等の見直し
- (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)
- 法人事業税における外形標準課税について、付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべき。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべき。
- 法人住民税均等割についても、増額について、新たな 指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべき

3 法人税改革と併せて検討すべき事項

- (1) BEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直し
- (2) その他の対応
 - (a) 資本所得課税、(b) 給与所得課税、(c) 住民税や固定資産税、(d) その他

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していく ことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本 割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、 行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課 税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多 く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方 (平成19年11月政府税制調査会)(抄)

第2 各論

2. 法人課税

(4) 地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、<u>偏在性が小さく税収が安定した地方</u> <u>税体系の構築が原則</u>。その上で<u>なお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制</u> <u>度で対応することが原則</u>。
- <u>地方法人特別税・譲与税制度</u>は、<u>将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭</u>に置きつつ、 <u>税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」</u> <u>の暫定措置として創設された異例の措置。</u>
- <u>地方法人課税</u>は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも<u>引き続き重要な役割を担</u> うべき。
- <u>地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等</u>から、
 - ・ 法人住民税法人税割→ 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)

を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- <u>地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大</u>し、<u>不交付団体と交付団体間の</u> 財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税 割の地方交付税原資化による税源交換を**基本的な目標とすべき**。
- **今回の税制抜本改革において**は既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制 抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、**法人住民税法人税割の一部の交付税原資化**を図ること を検討すべき。
- <u>地方法人特別税・譲与税制度</u>については、異例の暫定措置であることから、<u>廃止の上、法人事業</u> 税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の<u>交付税原資化の規模が一定の範囲</u> 内にとどまる場合には、<u>暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得な</u>い場合もあるのではないか。

(参考)社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄) 第7条

- 5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。
- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策 を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見 (平成26年6月5日地方財政審議会)(抄)

第二 地方税財政改革の方向

- 2. 地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し
 - (2)法人実効税率のあり方

(法人課税と地方財源)

法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税を行うことは不適当であり、税収中立を確保すべきである。このため、法人実効税率を引き下げるのであれば、課税ベースの拡大等により、法人課税の中で財源を確保する必要がある。むろん、償却資産に対する固定資産税など他の地方税を軽減する余裕はない。

(外形標準課税の拡充)

こうした観点から、法人実効税率の引下げを地方税において検討するのであれば、かねてから政府税制調査会等で指摘されてきた法人事業税の外形標準課税の拡充を実施すべきである。

外形標準課税は、法人事業税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する。特に、法人所得に対する税負担を軽減する一方、黒字・赤字に関わらず、付加価値等に対して課税するものであることから、頑張った企業が報われる税制である。

その拡充は、地域経済を牽引する企業の努力を後押しし、地域経済の活性化等を通じて我が国の経済成長を図るアベノミクスの方向性と両立する改革である。

付加価値割の拡大は、賃金や雇用に悪影響を及ぼすのではないかという指摘があるが、付加価値割は、 報酬給与額が増加しても単年度損益と相殺されることにより税額が一定しており、雇用安定控除も講じられ ている。

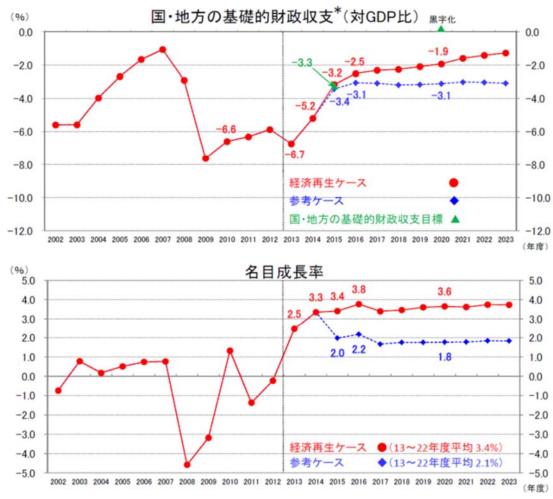
(3) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度税制改正では、消費税率8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資化するとともに、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元させるという見直しを行った。これらの改正内容は、これまで当審議会が述べてきた地方法人課税のあり方に関する見直しの方策に沿ったものであり、評価すべきものである。

さらに、消費税率10%段階の方策については、平成26年度与党税制改正大綱において、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされており、これを踏まえてさらなる偏在是正方策を検討する必要がある。

地方法人課税の概要

国・地方の基礎的財政収支と名目成長率



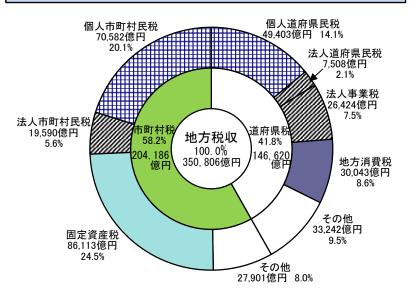
「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)平成26年1月20日経済財政諮問会議提出資料(内閣府)

- ※ 2013年「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」における目標は、国・地方の基礎的財政収支赤字を2015年度までに 対GDP比で2010年度比半減、2020年度までに黒字化。
- ﴿ 税制抜本改革法附則、2013年「骨太の方針」において「実現を目指す」等とされている成長率は、名目3%程度、実質2%程度

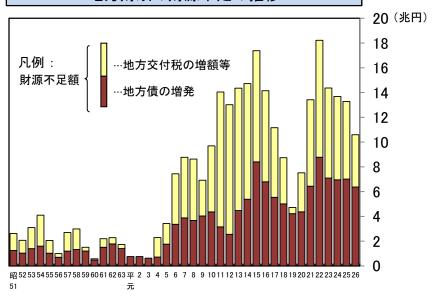
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じており、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



地方財政の財源不足の推移



法人関係税収の国・地方の配分(平成26年度予算・地方財政計画ベース)

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。

国税 地方税 税収総額:17.6兆円 法人税(10.0兆円) 法人住民税(2.7兆円) 法人事業税(2.6兆円) 地方法人特別税(2.2兆円 割均 法 所得割 地方交付税原資分 国分 (法人税×34%) 税 6.6兆円 3.4兆円 2.0兆円 1.8兆円 0.5兆円 2.2 兆円 (37.7%)(19.4%)(11.4%)(10.1%)(3.0%)(12.4%)収入割 0.2兆円(1.2%) 地方法人税(3億円) ※ 図中の網掛けは、地方分の法 収入割 0.2兆円(1.1%) 資本割 0.2兆円(1.3%) 人所得課税を示す。 地方分 10.9兆円(全体の 62.3%)

法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

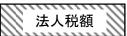
※ 税収はH26収入見込額

法人税(国)

※ 税収の34%は地方交付税の原資

所得

税率 × **25.5**% =



10. 0兆円

地方法人税 (国)_{※新設} ※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部(**約0.6兆円**) を国税化したもの

法人税額

× 4.4%

※ H26.10.1以後適用税率

法人住民税 (県·市)

2. 7兆円

法人税割

県

市

法人税額

法人税額

× 12.3% (9.7%)

1. 6兆円

× 5% (3.2%)

0. 6兆円

※()内はH26.10.1以後適用税率

0.5兆円

【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円

所得割

外形標準 課税

均等割

所得

× 7.2%

2. 2兆円

法人事業税(県)

4. 8兆円 (2. 2兆円)

※()内は地方法人特別税 (内数) 付加価値割

資 本 割

付加価値額 (収益配分額+単年度損益)

資本金等の額

0. 2%

0. 48%

0. 4兆円

0. 2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円

所得割

所得

× 9.6%

1. 6兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円

収入割

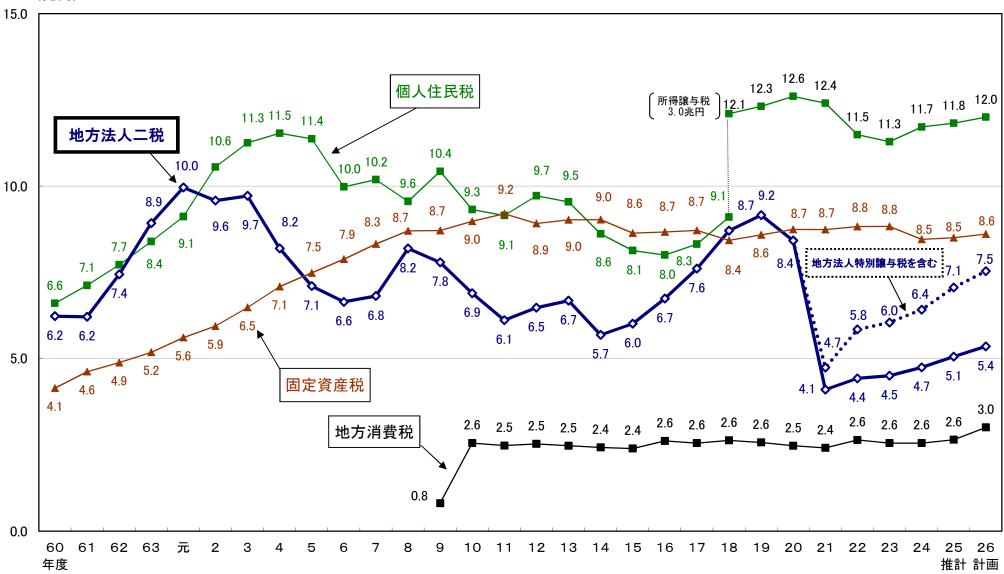
収入金額

× 1.3%

0. 4兆円

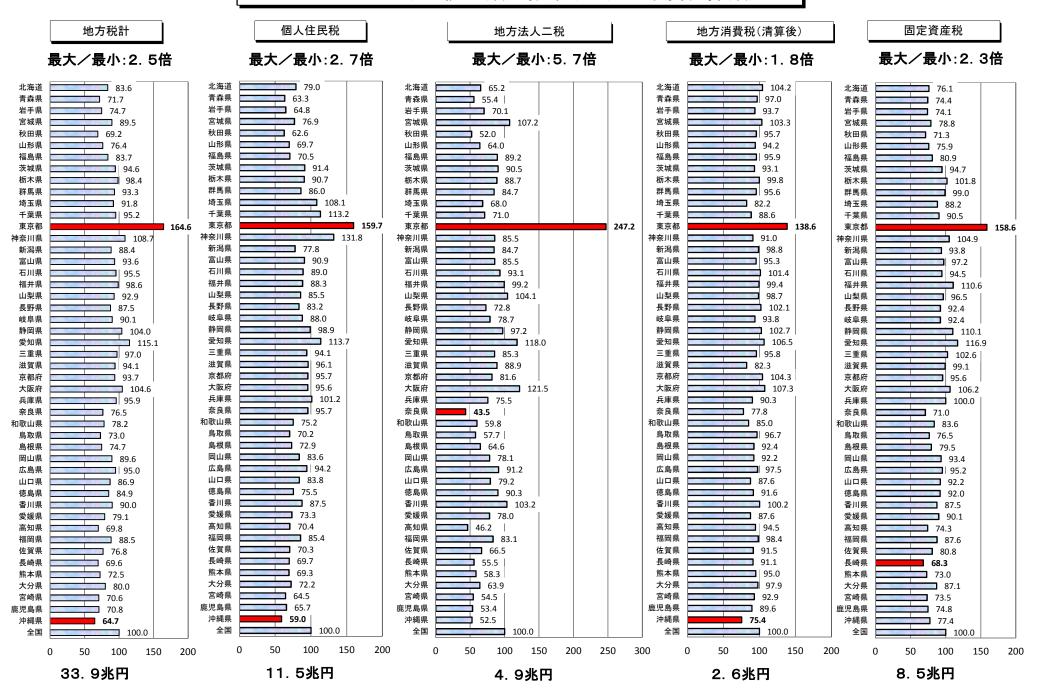
主要税目(地方税)の税収の推移





- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 - 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額(H25.12時点)、26年度は地方財政計画額である。
 - 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。 (②) 0.6兆円、② 1.4兆円、③ 1.5兆円、④ 1.7兆円、⑤ 2.0兆円、⑥ 2.2兆円)

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)



地方法人課税の課題

外形標準課税の拡大に際しての課題

<地方法人課税小委員会報告(平成11年7月 政府税制調査会)等より>

【付加価値割の拡大】

- 拡大の割合 現行:法人事業税の1/4 (付加価値割 2/12 資本割1/12)
- 資本割の取り扱い

【対象法人の拡大】

- ・ 対象法人 現行:資本金1億円超の普通法人
- 中小法人や創業会社への配慮
- ・ 雇用への配慮
- 経過措置

中小法人(資本金1億円以下の法人)の取扱い

「法人税の改革について」(平成26年6月 政府税調)

- …(略)…事業活動をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。
- ・・・・(略)・・・外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見も多く 出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人 への配慮などを検討すべきである。

「法人税改革に当たっての基本認識と論点」(平成26年6月 自民党税制調査会、公明党税制調査会)

・・・(略)・・・地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加 価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も公共サービスの対 価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。

【改正前】

【外形対象法人】 2.2兆円 (資本金1億円超の普通法人) 2.4万社(全法人の1.0%)

※ 税収及び法人数は、平成24年度実績

1.4兆円 【中小法人等】 (資本金1億円以下の普通法人等) 242.9万社(全法人の98.9%)

【収入金額課税法人】

(電気・ガス供給業、保険業) 0.3兆円 0.2万社(全法人の0.1%)

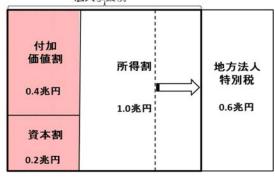
法人事業税 付加 価値割 所得割 地方法人 特別税 0.4兆円 0.7兆円 0.9 兆円 資本割 0.2兆円

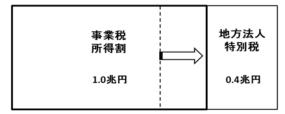
事業税	地方法人
所得割	特別税
0.8兆円	0.6兆円

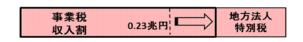
事業税	地方法人
収入割 0.2兆円	特別税 0.1兆円

【平成26年度改正後】

法人事業稅







地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(平成25年11月) (外形標準課税部分)

4 税制における是正方策と地方法人課税のあり方

(2) 地方法人課税のあり方

④ 法人事業税所得割

法人所得課税から外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果がある一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。このため、外形標準化を進めるに当たっては、その必要性や合理性について、納税者の理解を十分に得る努力を重ねること等に留意しつつ、かつ、段階的に、実施していくことを検討すべきである。

その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要がある。

「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(平成25年11月)」 (資本割部分抜粋)

外形標準課税のうち現行の資本割については、自己株式の取得により、大きな資本金をもつ企業 が資本割を課税されていない状況がある。資本割が法人の事業活動規模をある程度示すものとし て課税される趣旨を踏まえれば、その是正を図るべきである。

地方法人課税における応益課税の課題について (平成25年8月22日全国知事会第8回地方税財政制度研究会 和歌山県提出資料)(抄)

〇応益課税の歪みと課税ベースの浸食

- ・ 自己株式の取得の解禁(H13商法改正)により、市場等で自己株式の取得を行う法人が増加。
- ・ 自己株式の取得は資本等取引であり、「資本金等の額」を算出の基準とする均等割及び資本 割の課税ベースが浸食され、税収減。
- ・「資本金等の額」と、法人の事業活動の規模との乖離が拡大。均等割及び資本割の算出基準について、法人の税負担能力を適正に示す基準への見直しを 行うことが必要。

地方法人課税のあり方に関する意見 (平成26年4月24日政府税制調査会第4回法人課税DG 佐々木委員提出資料)(抄)

・・・ただし、資本割については、課税されない事例も生じており、技術的な見直しは必要である。

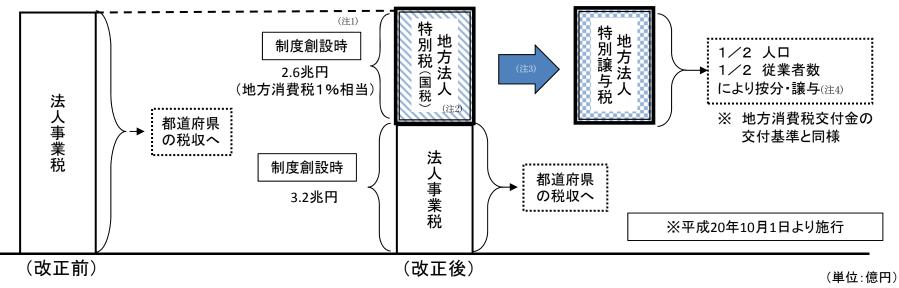
法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

現在、資本金等の額と従業者数に基づいた区分に応じ課税されている法人住民税均等割についても増額し、法人所得に対する税負担を軽減することが望ましい。また、資本金等の額や従業者数は、いずれも企業規模をみる指標としては意味が薄れている。このため、法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである。

地方法人特別税・譲与税創設の考え方

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設

(平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

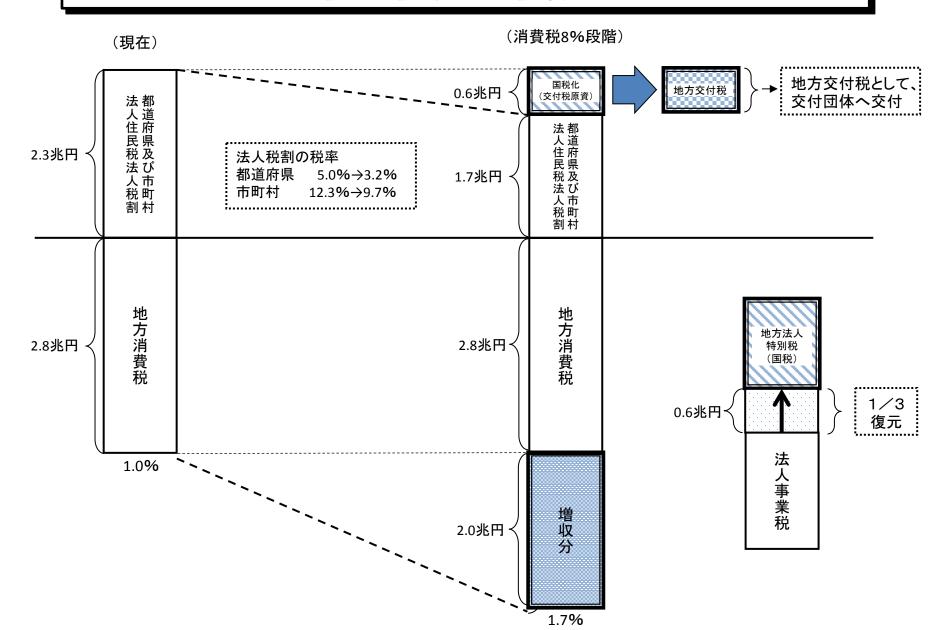


税源の偏在是正の観点から、

制度創設時において、地方消費税 1%分に 相当する法人事業税を、地方消費税交付金 の交付基準と同じ基準で譲与することとし たもの

		制度創設時の想定	H24実績	H25実績 ^(見込)	H26地財
地方消費税1%相当額		26,000	25, 511	26, 485	25, 347
地方法	人特別税・譲与税の規模	26,000	16, 709	19, 803	21, 829
減収	又となる団体の影響額	▲3, 986	▲ 1, 611	▲ 2, 529	▲ 2, 384
	東京都	▲3, 197	▲ 974	▲ 1, 906	▲ 1, 728
	愛知県	▲ 414	▲189	▲275	▲ 253
	大阪府	▲ 265	▲214	▲221	▲247

法人住民税法人税割の交付税原資化について



地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別 税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度に ついて幅広く検討を行う。

1 法人住民税法人税割の交付税原資化(交付税特別会計に直入)

(1) 住民税の縮小

「消費税8%段階〕

(都道府県分) 5.0% 12. 3% 3. 2%

(市町村分)

9.7%

(4.4%)

(2) 地方法人税の創設・拡充

4.4%

- 2 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上
 - ※「平成26年度地方財政計画の概要」に記載
- 3 地方法人特別税・譲与税制度の見直し

「消費税8%段階〕

地方法人特別税 4. 3 % →

※規模を2/3に縮小

法人事業稅所得割 2. 9 % 4. 3 %

付加価値割 0.48%

0.48%

資本割

0. 2 %

0. 2 %

※ 法人事業税の外形標準課税化の規模に応じて見直しのあり方を考える必要があることに留意。

平成26年度与党税制改正大綱(抄) (平成25年12月12日自民党税制調查会、公明党税制調查会)

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

法人税改革に当たっての基本的認識と論点 (平成26年6月5日自民党税制調査会、公明党税制調査会)(抄)

平成26年度与党税制改正大綱においては、地方法人課税について、税源偏在の是正や、財政力格差の縮小を図るための措置を講じることとしており、今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めて行く必要がある。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見 (平成26年6月5日地方財政審議会)(抄)

平成26年度税制改正では、消費税率8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資化するとともに、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元させるという見直しを行った。これらの改正内容は、これまで当審議会が述べてきた地方法人課税のあり方に関する見直しの方策に沿ったものであり、評価すべきものである。

さらに、消費税率10%段階の方策については、平成26年度与党税制改正大綱において、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされており、これを踏まえてさらなる偏在是正方策を検討する必要がある。

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

税の性格上は損金算入が自然ではあっても、地方公共団体独自の措置が国税収入や他の地域の税収に影響を与えることや、各税目の税負担が納税者にとって不明確になることを考慮すれば、地方税を損金不算入とすることが考えられる。このため、財源確保の一環として、地方税の各税目の性格や事業者への影響を勘案しつつ、地方税の損金算入の見直しについて、具体的な方策を検討すべきである。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見 (平成26年6月5日地方財政審議会)(抄)

法人税等の所得の計算上損金に算入されている法人事業税、固定資産税等について、課税 ベースを拡大するため損金不算入とすべきという議論もあるが、行政サービスに対する対価という 法人事業税、固定資産税等の性格を踏まえると、その見直しは慎重に行うべきである。

関係団体の意見

地方法人課税のあり方(平成25年5月10日 日本経済団体連合会)(抄)

I. はじめに

○ 地方法人課税については、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、税目の整理・統合も含め、 そのあり方を抜本的に改革し、負担軽減へとつなげていく必要がある。わが国は今や成熟社会を 迎え、経済構造は大きく変化している。また、地方における税源の著しい偏在の状況が容易に変 わることはない。したがって、自治体が自ら徴収する地方法人課税をもって地方財政の相当部分を 賄うという現状は見直さなければならない。地方法人所得課税の国税化を図った上で、その配分 において地方交付税、地方譲与税等もあわせた一般財源を保障する仕組みを構築すべきである。

Ⅱ. 地方法人課税に係る当面の課題

○ 法人事業税における外形標準課税を拡充するべきとの意見もあるが、問題と言わざるを得ない。 もとより企業は、法人住民税均等割のほか固定資産税・都市計画税、事業所税など、所得の有無 に係らず、所在地域に密着した地方税を負担している。また、外形標準課税の内容を見ても、付加 価値割は支払い賃金に対する課税に他ならず、成長戦略の一環として賃金増加を求める政策と 背反する。また、資本金等の額に課税を行なう資本割は、企業の自己資本の充実、分社化等の企 業組織の再編、設備投資の拡大など、企業の競争力強化に向けた取り組みを阻害している。現在、 資本金1億円超の法人に課されている外形標準課税の対象を資本金1億円以下の法人にまで拡 大するならば、依然、欠損法人が大半を占める中小企業の経営を大きく圧迫することとなり、地域 経済全般にマイナスとなる。外形標準課税の拡大については、極めて慎重に検討すべきである。

中小企業の成長を後押しする法人税制改革を(平成26年5月)(抄)

日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 全国商店街振興組合連合会

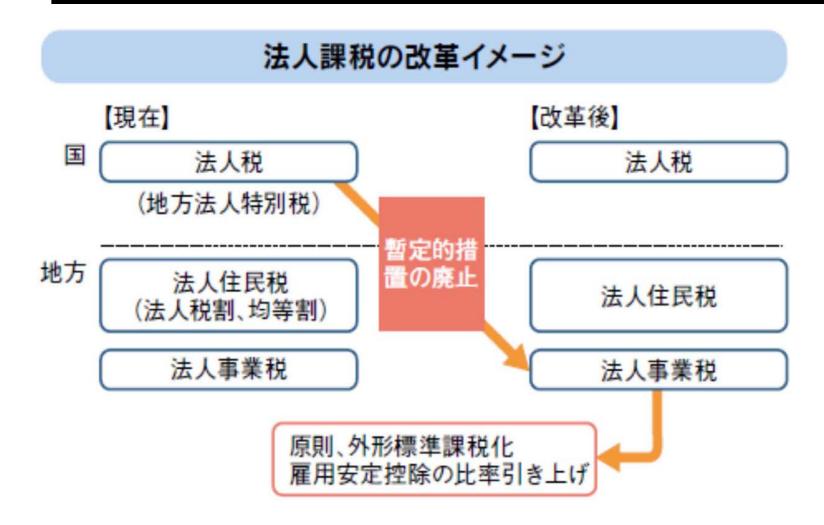
- 1. 中小企業の軽減税率、小規模法人特例の創設を含む法人実効税率の引き下げを
- 2. 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
 - ◆ 代替財源の議論にあがっている法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。
 - ◆ 地域の雇用を支え、労働分配率が8 割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人175 万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する。
- 3. 欠損金繰越控除をはじめ中小企業税制の縮減反対

成長を促す法人課税と財政健全化の実現を(平成26年4月9日経済同友会)(抄)

- (1)成長戦略の柱の一つとして法人実効税率を25%へと引き下げる
- (2) 税体系全体の改革の中で安定的な代替財源を確保し財政健全化を進める
- (3)産業の新陳代謝と生産性向上の誘因になる法人課税及び関連制度体系へ移行する

そこで、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すことに加え、外 形標準課税の課税ベース(対象法人範囲)拡大など応益課税を強化することで、生産性 (≒収益力)の高低で実質的な税負担率の差が生まれないようにすることが適当である。こ れは法人実効税率引き下げ分に対する代替財源の一部になると同時に、中長期的には企 業収益力と税負担の偏りを是正し、法人税収の安定化を促す効果も期待できる。

連合「第3次税制改正基本大綱」ダイジェスト(抄) (日本労働組合総連合会2011年7月)



○ 原則、すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用する(中小企業は雇用安定控除の比率を引き上げる)。

意見書(税制調査会特別委員古賀伸明(日本労働組合総連合会))(抄) [平成26年4月24日税制調査会第4回法人課税DG提出資料]

1. 地方法人課税について

- 国民の受けとる行政サービスの約6割は、地方自治体が担っているが、その税財政基盤は脆弱である。税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保すべきである。
- 法人住民税、法人事業税は、景気変動による税収の振れが大きく、地方税の中でも一人あたり 税収の地域間格差が最も大きな税目となっている。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権に ふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行うべきである。
- このことは、3月12日の第1回法人課税DGで大田座長が示された「法人税改革の論点」の3(2) 「地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないか」と同様の認識である。

2. 外形標準課税について

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民に消費増税の負担を求めていくなかで、企業にも、その 社会的責任に見合った負担の分かち合いが求められる。
- このことは、大田座長が3月12日に示された「法人税改革の論点」の3(1)「地方税は行政サービスの費用を分担するもの」、「法人間でもより広く分担すべきではないか」との考えと一致するものである。
- 具体的には、原則全ての企業に法人事業税の外形標準課税を適用すること、原則すべての雇用者に社会保険を完全適用することなどの改革を行うべきである。外形標準課税の見直しにあたっては、雇用の7割を支える中小企業について、雇用安定控除の比率を引き上げる必要がある。

地方法人課税の見直しに関する地方団体からの意見

○ 全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」(平成26年5月)

国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すべきである。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものである。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討すべきである。

○ 全国市長会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」(平成26年5月)

政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方の検討が行われているところであるが、国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げる場合は、必ず代替財源を確保すること。

○ 全国町村会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」(平成26年5月)

法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大など、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。